

第1回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- ・2022年4月11日（月）午前10時00分～午前11時00分

於 町田市役所2階 会議室2-2

- ・出席委員 川野、島田、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、八柳、風間、佐藤、宇賀神、石井、水町——13名
- ・欠席委員 服部、岡本——2名
- ・会議公開又は非公開の別 公開
- ・傍聴者数 0名

午前10時00分開始

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2022年度第1回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

会議に入ります前に、4月1日付で市政情報課長の人事異動がございましたので、ご報告させていただきます。

では、前課長からご挨拶させていただきます。

事務局 皆様、おはようございます。前市政情報課長の高橋でございます。

このたび4月1日付の人事異動で、私、同じ総務部の法制課長に異動になりました。市政情報課では2年間、皆様に本当にお世話になりました。ありがとうございました。

折しも個人情報保護法の改正で、1年後には様々制度が変わっていく中での異動でございますけれども、法制課という立場でありますので、今後作る条例ですとか、そういったもので引き続き側面的な支援をさせていただければと考えております。委員の皆様には、これからも町田市の情報公開制度、個人情報保護制度につきましてご指導、ご助言を賜りますよう、ぜひよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

事務局 皆様、初めまして。文化振興課長から市政情報課長になりました、神谷と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高橋課長からもありましたように、個人情報保護法改正、制度が本当に大きく変わる中で市政情報課長をとということで、役割の重さもすごく痛感しているところがございます。

町田市ではこの審議会が大きな役割を果たして制度の運用をしてきたといういい伝統がございますので、制度が変わっても、情報の公開、個人情報の保護というところが市民の皆様によもや不安を与えることがないような、そういうことを維持してまいりたいと思っております。皆様には引き続きご指導、ご助言、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日は服部委員と岡本委員から欠席とのご連絡をいただいておりますが、出席の委員が3分の2以上ございますので、審議会条例第6条の規定に基づき、本審議会が開催できますことをご報告申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。本日も審議いただきますのは、諮問8件でございます。資料につきましては、事前にお送りしました資料番号1から10と、本日、卓上に資料9については差替えをご用意いたしました。それから、資料11、前回の会議で配付したものと同じものを改めて配付してございます。不足等、ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、事務局からは以上でございますので、ここからは会長に進行をお任せしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。久しぶりに対面での会議になりまして、新年度、順調に進むことを祈っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、議題の1、2021年度第11回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございますが、何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、これで確定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議題の2、2022年4月1日付の組織改正について、事務局、お願ひいたします。

事務局 それでは、資料2、2022年4月1日付の組織改正についてご報告いたします。

資料の新旧対照表をご覧ください。こちらの対照表には係単位の改正まで記載されておりますが、個人情報登録に関わる課単位の改正に絞りましてご説明させていただきます。

1点目、2つ目の文化スポーツ振興部です。こちらは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、オリンピック・パラリンピック等国際

大会推進課を廃止いたしました。

2点目、地域福祉部です。生活介護事業の民営化に伴い、ひかり療育園を廃止いたしました。

3点目、環境資源部の改正です。町田市バイオエネルギーセンターの稼働に併せて、環境施策及びごみ減量施策の推進体制をより一層強化するため、環境資源部を再編いたしました。

最後に、2ページ目の4点目です。新たな学校づくり推進課の設置でございます。児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化など、環境が変化する中で、学校統合等を契機に市立学校をよりよい教育環境にしていくとともに、地域活動の拠点として、より利用しやすい場所にするを目的としての設置でございます。

なお、今回の組織改正に伴い、業務の分割・統合により個人情報登録の変更等が生じるものにつきましては、準備が整い次第、順次当審議会に諮問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

一方、既存の登録票のうち、内容に変更のないものにつきましては事務局が一括して組織の書き換えを行います。

報告は以上になります。

会 長 ありがとうございます。

本件について何かご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、本件はこれで報告を終了いたします。

続きまして、議題の3、諮問でございます。

まず、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 環境資源部循環型施設整備課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく計画担当係長、原田と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく主任、芝野と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料3、「資源化施設用地調査取得」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。

「資源化施設用地調査取得」業務は、ごみ処理施設等の施設の用地調査と買収事務を行っております。このたび相原地区の資源ごみ処理施設用地の取得に伴い、限

られた期間に 100 筆近い用地処理をしなければならないので、司法書士法人から法的事務の支援を受けて事務を行うこととしたため、諮問するものでございます。

それでは、2 ページをご覧ください。

法的事務の支援を受けるための外部委託等登録票です。登記や契約に伴う支援のため、取り扱う個人情報記録の項目は、「氏名」から「水路の状況」までの 7 項目でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件、市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の 4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 選挙管理委員会事務局課長の山之内と申します。

担当者 同じく主任の椎野と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 4、「選挙」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。

本登録は、市の選挙である町田市議会議員選挙、町田市長選挙の当選証書の作成を行うための外部委託等についてでございます。

当選証書には、立候補者名、住所、選挙の際、使用する名前でございます通称名の差し込み印刷、公印、市章の箔押しなど、特殊な印刷が必要とされており、円滑に事務を行うために業者に委託する必要があります。これまでも自前の選挙では当選証書の印刷を業者等に依頼し、業務を行っておりましたが、登録をしておりませんでした。大変申し訳ございません。このたび新規で登録をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

登録が漏れていたことは極めて遺憾でございますけれども、この際、登録されたということで、今後、よろしく願いいたします。

ということで、本件につきまして選挙管理委員会委員長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 都市づくり部建築開発審査課建築審査担当課長、位田と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく係長、牧原と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく主任の荒井と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料5、「建築等確認審査」業務における外部提供についてご説明させていただきます。

「建築等確認審査」業務は、建築物、工作物の建築計画が建築基準法令や建築基準関係規定に適合しているかどうかを工事着手前に審査する業務を行っております。このたび東京国税局より、国税徴収法第146条の2に基づく協力要請が書面で到達したので、これに協力するため外部提供の登録を行うものです。

それでは、2ページをご覧ください。

今回の税務調査に回答するための外部提供登録票です。今回の調査は、滞納処分の対象となる用地に隣接する建築物の建築物確認書面で滞納処分をするに当たり、隣接する建物に影響がないことを確認するための調査とのことでした。

なお、報告期限が限られていたため、課内で協議し、東京国税局には提供いたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

嘉 藤 瑣末なお話で申し訳ないんですが、2ページの一番最後、備考のところに「建築物等とは」と説明書きがあるのですが、この登録票のほうに「建築物等」という表

現がないので、一緒にファイリングされているほかのところにそういった表現があるかどうかなんですけれども、この点はいかがでしょうか。

事務局 こちらの一番下については消し忘れになりますので、すみません、消していただければと思います。

会長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、税の滞納処分に関わるものであり、緊急を要するものでありましたので、事前に東京国税局に提供したことはやむを得ないことだと存じますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の6、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部障がい福祉課担当課長の桑原と申します。よろしくお願いたします。

担当者 同じく支援係長の松田と申します。よろしくお願いいいたします。

会長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料6、「重度身体障がい者訪問入浴事業」業務の業務登録について説明いたします。

まず初めに、2か所資料の訂正をお願いいたします。

3ページ、上段左の「業務の目的」欄の「在宅の重度心身障がい者に対し」というところを「在宅の重度身体障がい者に対し」に修正をお願いいたします。

同じく3ページ、最下段の「本人等以外収集の根拠」欄に、「事業引き継ぎに当たり、情報の提供を受けるため」の追加をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

「重度身体障がい者訪問入浴事業」は、在宅で生活する重度身体障がい者に対して訪問入浴サービスを提供するものになります。実際のサービスの提供は、訪問入浴の技術を持つ専門業者に業務を委託して行います。昨年度までは町田市社会福祉協議会の事業でしたが、今年度から町田市障がい福祉課の事業として実施することになりました。この事業を実施するに当たり、利用者に係る情報を収集し、委託事業者と共有することで円滑に事業を遂行します。

それでは、3ページをご覧ください。

個人情報業務登録票になります。事業を実施するに当たり、利用者及び介護をする親族、医師から身体状況及び住居の状況を聴取します。また、社会福祉協議会からの事業引き継ぎに当たり、保有の個人情報の提供を受けます。

飛びまして、5ページをご覧ください。

個人情報外部委託等登録票です。さきにご説明いたしましたとおり、よりよいサービスを提供するため、事業を専門業者に業務委託いたします。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件についてご質問はありますか。

風 間 この事業は、希望者には全員実施されるのでしょうか。

担当者 今のところ予算枠がありまして、全員というわけではありません。

風 間 今、何人ぐらい希望されていますか。

担当者 今登録している人は22人です。

小 林 通常、こういう外部委託のケースの場合、市がよそへ出すというケースが今までほとんどだったと思うんですけれども、この事業については社会福祉協議会から市が引き取ったという形をとっておられますけれども、この背景はどのようなことでこういうふうになったのでしょうか。

担当者 こちらの訪問入浴事業は、1988年、かなり早い時期から社会福祉協議会のほうで実施をしていましたけれども、法改正が2006年にございまして、2006年10月から市町村が実施する事業として法律上位置づけられました。その法改正後も社協のほうで事業を開始して、社協の事業としてずっと実施していたんですけれども、これから社協ではどういった福祉の事業に取り組んでいくべきかという見直しを行いまして、市町村の事業としてできる事業になりますので、このたび市と社協で協議いたしまして、今年度から市のほうで実施することになりました。

中 教えていただきたいんですけれども、5ページの重度身体障がい者訪問入浴事業で、アースサポート株式会社と契約したということですが、この下に下請け業者とどうか、2次的な業者はいないんですか。

担当者 はい。おりません。

中 じゃ、全てこの会社が引き受けてやられるということですね。

担当者 はい。そのとおりです。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、質問を打ち切りまして、ご意見はありますか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の7、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 政策経営部広聴課長の藤原でございます。どうぞよろしくお願ひします。

担当者 同じく市民相談係担当係長の大澤と申します。よろしくお願ひいたします。

担当者 同じく主任の林と申します。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料7、「専門相談」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等についてご説明をさせていただきます。

「専門相談」業務とは、様々なお悩み、お困りごとを抱えている市民に対し、それぞれの専門家が市民からの質問や相談にお答えし、解決に向けて助言等を行うものでございます。相談員は弁護士、税理士、行政書士、司法書士などの専門家になります。

まず、1ページの変更理由、「WEB会議システムを利用して相談業務を行うため」とございますが、現在、専門相談は対面での相談及び電話での相談を行っておりますが、さらなる相談者の利便性の向上を図るため、オンライン相談を開始することといたしまして、登録票の変更を行うものです。

3ページをご覧ください。

オンライン相談を行うに当たりまして、電子メールで必要な情報を相談者へ送付するため、登録票の基本的な項目の欄に「電子メールアドレス」を追加いたします。

次に、飛びまして、6ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおりですが、相談者がウェブ会議システムを利用して相談を行えるように、新たにコンピュータ処理等登録票を登録するものです。利

用する項目は、相談する際に聞き取る可能性のある 42 項目となります。

戻りまして、4 ページをご覧ください。

また、今回の登録に伴いまして、登録票全体の精査を行ったところ、未登録のものがございましたので、登録させていただきたいと思います。ご覧いただいている 4 ページの「交通事故相談」業務と 5 ページの「国の行政相談」業務になります。それぞれの相談業務におきまして、相談者の住所、氏名、電話番号、相談内容等を記入した相談票を事前に聞き取り、作成し、相談員へ情報提供するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ウェブで相談することによって、相談する市民にとってより便利になるかと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。ただ、情報の漏洩のないように、その点はよろしく願いしたいと思います。

ということで、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、議題の 8、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所保健予防課保健対策担当課長の川瀬と申します。

担当者 同じく母子保健係長の笠原と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の 8 をご覧ください。

「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」業務におけるコンピュータ処理等について説明させていただきます。

2 ページ目をご覧ください。

現在、「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」業務では、妊娠期から出産後において育児を不安なく行えるように、講習や面接、訪問による相談支援を行っております。その中の妊婦を対象にしました「しっかりサポート面接」では、対面のほ

かに、コロナ禍で対面での面接に不安があるなど、外出が困難な方を対象にオンライン形式での面接を実施しています。オンライン面接では事前予約を必要とし、従前は申込書を送付していただいた後、電話で面接日の日程調整を行ってまいりました。今後はオンラインの予約システムを導入し、ご本人が予約の空き状況を確認し、希望の日時を予約できるようにすることで利便性の向上を図りたいため、個人情報コンピュータ処理等登録票を追加するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これも妊産婦を対象としたオンライン面接をすることによって、妊産婦の方々の利便性を高めることだと存じますので、情報の漏洩に注意しながら進めていただきたいと思います。本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思います、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の9、諮問でございます。資料は差替えになっています。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子育て推進課長の香月と申します。よろしくお願いいいたします。

担当者 子育て推進課事業係長の栗原と申します。よろしくお願いいいたします。

担当者 同じく事業係主任の早川と申します。よろしくお願いいいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料9、1「一時保育」業務における個人情報業務登録票の変更について及び、2「児童処遇」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について一括してご説明させていただきます。

なお、資料につきましては、本日、机上配付にて差替えさせていただきましたので、お手数ですが、そちらのほうをご覧ください。

まず、今回の登録の経緯でございますが、2022年に入り、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染拡大により、全国的に臨時休園をする保育施設が増えてきたことから、2022年2月8日に国が緊急時においても保育を提供するため、在園児に別の保育施設が保育を提供する代替保育の制度として、新型コロナウ

ウイルス感染症特例型の一時預かり事業を創設いたしました。

町田市におきましても新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していたことから、職員体制が整わず、臨時休園した保育施設の利用者を対象に、2022年2月27日から市立保育園全5園、3月2日から私立保育園等10園で代替保育を開始いたしました。本件はその実施に必要な登録をするものですが、国制度創設後、早急に実施する必要があったことから、事後の登録となってしまう、誠に申し訳ございません。

それでは、資料の2ページをご覧ください。

「一時保育事業」業務の個人情報業務登録票になります。市内私立保育園等の在園児が緊急の休園等により保育の提供を受けられない場合に、市立保育園が代替保育を実施いたします。その際、個々のニーズに合った適切な子育てサービスを実施するために、アレルギー等の必要な情報を市内私立保育園から提供を受けます。

4ページから6ページをご覧ください。

「児童処遇」業務の個人情報業務登録票及び外部提供登録票になります。市立保育園等の在園児が緊急の休園等により保育の提供を受けられない場合に、市内私立保育園が代替保育を実施いたします。その際に、個々のニーズに合った適切な子育てサービスを実施するために、アレルギー等の必要な情報を市内私立保育園に提供いたします。

続きまして、3、「市立保育園（管理・指導）」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更についてご説明をさせていただきます。

町田市立保育園では、保育園のサービス向上、保育士の業務効率化を図るため、園児の登降園、職員の出退勤管理、保護者への情報伝達・提供ができる保育園管理システムを導入しております。同システムにより、保護者には保護者用ウェブサイトを利用した園児の様子やお知らせ等のメール配信を行っております。これらの機能に加え、保護者からの要望が多かった写真販売機能を新たに活用すべく、その実施に伴う諮問になります。

現在、保護者会契約の事業者が入って撮影、販売を行うか、園で保育士が撮影した写真を現像して保護者に無償配付しています。今後は全園がシステムを利用して写真販売をすることで、写真選定に係る時間を短縮することができ、保育士の業務

効率化や保育サービスの向上につながります。

7ページから8ページをご覧ください。

個人情報業務登録票になります。写真販売において、システム上でクレジットカード決済等の決済情報を取り扱うため、新たに個人情報記録の項目の(5)「財産・収入に関する項目」に④「取引状況」を追加いたします。

9ページをご覧ください。

個人情報コンピュータ処理等登録票になります。「コンピュータ処理等の目的」に、「市立保育園の園児の写真、動画の公開、販売を行うため（専用Webサイト）」を追加いたします。

併せてコンピュータ処理等をする個人情報の項目に、⑪「取引状況」を追加いたします。

10ページをご覧ください。

個人情報外部委託等登録票になります。さきに申し上げたとおりの理由により、「委託等に係る保有個人情報の項目」に「取引状況」を追加いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

嘉 藤 今回新たに入った2ページ目の「業務の目的」のところで、「民間立」というのは余り聞かないんですけども、ここを特にこういった表現をされているのは、何か私立以外に含まれるものがあるのでこういう表現をされているのでしょうか。

担当者 「民間立」というのは今回たまたま使ってしまった言葉になりますので、今回諮問させていただいている資料の「民間立」というところは、「私立」に修正をさせていただければと思います。

八 柳 7ページの「保管上の留意点」のところなんですけれども、最後のところの「正規職員が自宅で保管する」というのは、例えばクラスを持っているクラス担当の職員に限るとか、そういう制限はないのでしょうか。以上です。

担当者 「保管上の留意点」の正規職員が自宅でも保管するものに関しましては、こちらに記載のあるとおり、児童名簿より電話番号でございしますが、基本的には園長が保管をしまして、その他の職員については緊急連絡網という形で作っております。基本的には、園長、担当係長、それからクラス担任になるかと思うんですが、ここで限定的な表現がしづらい部分がありますので、そのあたりは各園等、きちんとした

運用の取り決めにさせていただきます。

会 長 ほかにご質問はありますか。

島 田 2点ございます。まず1点目は9ページですが、この「コンピュータ処理等の目的」の3項目めに「市立保育園の園児の写真、動画の公開、販売を行うため」というこの意味がちょっと、この解釈をどう考えたら……。園児の写真を販売されるということですか。

担当者 そのとおりです。園児の写真の販売となります。このシステムですが、在園児の保護者が園と情報を共有するために導入しているシステムになりまして、基本的にシステムの利用者というのは、園から連絡をした園児の保護者に限定されます。その保護者が園の様子を写した写真を保護者がサイトを通じて直接購入する場合を想定しておりますので、不特定多数の方はこのサイトは見られないような形でセキュリティをかけております。

島 田 もう1つ、2点目は、10ページ目の備考欄に「システム保守業務、データ管理業務を再委託する」とされておりますが、これは受託業者であるワイ・シー・シーからさらに再委託するという意味でございましょうか。

担当者 はい。そのとおりです。

島 田 その場合、再委託業者は大体特定されているわけですか。

担当者 はい。そのとおりです。

島 田 それは何社ぐらいですか。

担当者 この業務に関しては原則として1社になっておりまして、変更等が必要な場合は、ワイ・シー・シーを通じて協議の上、改めて調整をするようにはなるかと思うんですが、現在は1社になっております。

会 長 ほかにご質問はありますか。

石 井 先ほどの質問に関連して、緊急連絡用に正規職員が自宅で電話番号を保管するというお話だったんですけども、こちらの9ページの登録票の「コンピュータ処理等の目的」で、「非常時に保護者へ緊急連絡・情報提供するため（メール配信）」と書いてあるんですね。それで、電話番号も緊急連絡のために正規職員が保管して、メールアドレスもこのシステムを使うために登録していくと思うし、そちらから緊急の場合も連絡がいくと思うんですけども、電話連絡とメール配信は今後も併用されていく予定なんですか。それとも、どちらかという将来的には電話連絡は廃

止の方向になるんですか。

担当者 基本的には電話連絡は非常時であるとか、災害時のときの把握で、今、9ページのほうでご指摘のありましたコンピュータ処理のほうも非常時等の連絡になります。複数のツールを保管することが必要になると思いますので、通常連絡でメールのウェイトが大きくなることは当然あると思うんですけれども、電話連絡という手段は基本的にそのまま維持することを考えています。

また、システムに関しては、電話のお話は、先ほどお話ししたように、緊急の際に担当者が自宅で連絡がとれるようにということですが、ウェブのシステムに関しましては施設にある市の専用端末でないとつなぐことができませんので、こういった点で利用の仕方が異なるものになっております。

会 長 ほかにご質問はありますか。

では、質問を打ち切りまして、ご意見はありますか。よろしゅうございますか。

緊急で、市が経営する市立の保育園と私立の保育園、両方の間で代替保育ができるということと、保護者への情報提供やサービス品質向上のため、専用ウェブサイトで保育園内の様子や各種イベントの写真を公開、販売するためということをございまして、本件について市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議題の10、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 介護保険課長、黒澤と申します。

担当者 同じく担当係長、馬場と申します。

担当者 同じく主任の矢田部と申します。よろしくお願いたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料10、1「介護保険被保険者管理」、「介護保険給付管理」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について、2「介護保険給付管理」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等についてご説明させていただきます。

まず、「介護保険被保険者管理」、「介護保険給付管理」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明します。町田市では、行政経営改革を進めるために町田市デジタル化総合戦略 2021 を策定し、デジタル技術を活用し、市民サービスの向上と市役所の生産性向上を目指しています。今回、総合戦略の一環として、介護保険事業に関する手続のオンライン化を実施するので、諮問するものでございます。

それでは、5 ページをご覧ください。

「介護保険被保険者管理」業務に関する手続をオンライン化します。申請には国が構築した「マイナポータルぴったりサービス」を使用します。オンライン化する申請は、備考欄に記載した「被保険者証の再交付申請」で取り扱う個人情報項目は、1 「氏名」から 14 の「加入介護保険」までの 14 項目です。

9 ページをご覧ください。

「介護保険給付管理」業務に関する手続のオンライン化です。オンライン化する申請は備考欄に記載した 8 つの申請で、取り扱う個人情報項目は登録票のとおりです。

なお、申請内容を精査したところ、取り扱う個人情報項目に不足がありましたので、8 ページの業務登録票を修正してあります。

次に、「介護保険給付管理」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等についてですが、これは、事業者との間の事務を東京電子自治体共同運営電子申請システムを利用してオンライン化するものです。事務の流れについては、13 ページの「認定調査票の電送化について」をご参照ください。資料中段にオンライン化のメリットが、下段に事務の流れが図解してあります。

それでは、10 ページをご覧ください。

従来は郵送等でやり取りをしていた要介護認定訪問調査の依頼と報告をオンライン化します。取り扱う個人情報の項目は記載のとおりです。

また、11 ページは、メールを用いて調査を依頼するためのコンピュータ処理等登録票です。

最後に、12 ページはシステム管理のための委託等登録票です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の 11、「個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開の制度の変更について」、事務局、お願ひいたします。

事務局 本日お配りした資料 11 なんですけれども、前回、先月の審議会でお配りしたものと全く同一になっています。先月の審議会が終わってから、国や都のほうから新たに情報等はおりてきていませんので、内容としては先月お配りした時点から変わっていないということになります。

本日といたしましては、こちらの資料の中で何かご疑問とかご意見、ご質問等がございましたら、各委員からお伺いできればと思ってお配りいたしました。

会 長 それでは、本日は、この資料 11、前回からご覧になってのものでございますけれども、この内容につきまして疑問点がありましたらご質問を受け付けたいと思うんですけれども、何かご質問はありますでしょうか。

この件につきましては次回もまた審議されると思いますので、次回もご質問を受け付けるわけですし、またご意見、あるいはこのようにしたらというような問題点がありましたら、ぜひご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

本日のところで何かご発言はありますでしょうか。

嘉 藤 ガイドラインにつきましては、現在、行政機関等編が出されていて、これに従った形での改正の検討をされていると思うんですが、たしか国の場合には自治体の意見募集をして、自治体版のガイドライン等も検討しているということなんですけど、これはまだ出ていないということなんですか。

事務局 そうですね。説明会は昨年度 11 月にありまして、今年の 2 月とか 3 月ぐらいには出したいということで国のほうから説明があったんですけれども、今現在、まだ出ていないところです。

嘉 藤 そうなってきますと、特に大きい変更を伴うものはこの審議会の審議事項ということになろうかと思えます。今回ご提案いただいたところは、行政機関編のガイド

ラインと改正に伴う概要説明のところ、これを参考に恐らく作成されていると思いますが、その自治体版のガイドラインがどうなってくるかというところにかかなりの影響を受けると思いますので、審議の今後の在り方、あるいは時間のかけ方なんですけれども、そこを待つというのも1つのやり方としてあろうかと思いますが、今のところのタイムスケジュールといいますか、この点はどのようにお考えでしょうか。

事務局 こちらで案として作成したのが、11月の説明会時点で自治体に出す予定とされていたガイドラインを参考に作らせていただいたものになります。そこから恐らく自治体等から意見を収集した上で、また修正とか、細かな内容の記載とかはあると思っています。

今、ガイドラインがきちっとしたものが出ていない段階で、説明が少し難しいんですけれども、来年の3月には始められる状態にするということを考えますと、条例の改正としては9月、遅くても12月には議会のほうで条例の改正をお願いするようなスケジュールを想定しています。そこから逆算すると、もし9月に条例改正を入れるとすると、大体6月いっぱいぐらいで内容を固めていきたいというところが今想定しているスケジュールになります。

会長 そういうことで、この資料11のうちの1から3番までにつきましては大体基本的にこの方向で進めることになろうかと思うんですが、4の部分、「法改正後の情報公開・個人情報保護運営審議会の在り方について」が、結局、我々としてというか、当審議会として改正後の審議会がどうあるべきかということが一番重要な課題なのかと存じております。

当然、ネーミングですね。新しい業務内容とそれに見合った名称、そういったものがあって、新しい個人情報保護法のもとで情報公開と個人情報保護のバランスを考え、さらに様々な情報提供といったことも踏まえた上で、全体のバランスをとって、市民のためにより貢献していくためにはどうすればいいかということについて、我々としても何かご提言できれば一番いいと思うわけでありましてけれども、すぐに答えが出るものでもないと思いますので、じっくり考えた上で、私も含めてご提言できれば一番よろしいのではないかと思うわけですが、本日の時点でこの際というご発言がありましたら、お受けしたいと思います。

小林 ちょっと基本的なことですが、この資料の13ページから15ページにわたって、

東京都下の各市の審議会状況が項目で示されておりますけれども、町田のような市民が参加する形式をやられているところはほかにもあるのでしょうか。すぐ答えはなくてもいいんですけども。

事務局 公募委員を入れていらっしゃる自治体はそれなりにあると聞いています。次回審議会までに各市の委員の内訳、構成はお調べしたいと思います。

会 長 よろしくお願ひします。

ほかにご意見、ご発言はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

結構大きな宿題を抱えてしまったわけでございますけれども、新任の課長に大変ご面倒をかけることと存じますけれども、よろしくお願ひいたします。

今日の時点ではこのぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、次回までもしお考えがまとまれば、ご提言、できれば文書にまとめることができるものは、先に事務局のほうに何らかの形でご提出いただければありがたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の 11、本日はここまでにしたいと思います。

では、最後になりますが、議題の 12、その他でございます。事務局、お願ひいたします。

事務局 では、事務局から次回のご予定についてご説明させていただきます。

今回は 2022 年 5 月 16 日、ゴールデンウィークを挟みますので、いつも第 2 週の月曜日にやらせていただいておりますけれども、第 3 週になりますので、そこだけちょっとお気をつけください。

会場としては、町田市役所 2 階の会議室 2-2 で開催したいと思っております。

皆様、ご予定のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、これにて本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前 11 時 00 分閉会